

XIII 情報公開・説明責任

【到達目標】

- ・ホームページ等を通じて、大学運営の状況や活動の内容等を県民に広く公開する。
- ・自己点検・評価結果や外部評価結果等の学内外への発信を積極的に行う。

1 財政公開

◎主要点検・評価項目

- ・財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状】

平成17年度までは、本学に係る財政状況については、県議会において毎年度の予算及び決算が審議されることにより公開されてきた。

県当局は毎年度の予算書・決算書を県議会に提出しており、各報道機関等にも配布されている。それらには、本学に係る主な事業の種類及びこれに要する経費の見積りや単年度の収支状況が記載されていた。

本学が、公益性の高い大学法人として、財政状況をはじめとする大学運営の状況や大学活動の内容等を本学関係者や県民に広く公開し、事業や活動に対する理解と協力を得ることは、大学の発展にとっても不可欠である。

そのため、法人化後は、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表を作成し、それを公表している。さらに、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面を一般の閲覧に供することができるようにしている。

【点検・評価】

財政公開に関しては、大学ホームページなどを通じて、財政状況をはじめとする大学運営の状況や大学活動の内容等を本学関係者や県民に広く公開し、大学の教育・研究やその他の活動に対する理解を得るとともに、説明責任を果たしており、適切であると評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

損益計算書や貸借対照表等財務諸表についての詳しい解説や、問題点などをわかりやすく説明することで、財政の健全性や透明性の一層の向上を図る。

2 自己点検・評価（説明責任）

◎主要点検・評価項目

- ・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状】

自己点検・評価については、平成14年度に、本学の自己点検・評価を行い、その結果を報告書として(財)大学基準協会に提出し、評価を受けたところである。

また、法人化後は、地方独立行政法人法に基づき、事業年度に係る業務の実績に関する報告書や計画の実施状況に関する報告書を県に提出し、県が設置した公立大学法人評価委員会による評価を受けている。

自己点検・評価結果や県公立大学法人評価委員会の評価結果については、いずれも大学のホームページを通じて、学内外へ発信している。

なお、本学での自己点検・評価に係る組織としては、学校教育法の改正、認証評価制度の制定が実施され、自己点検・評価とそれに基づく大学認証評価が法定されたこともあって、平成18年度に、自己点検・評価委員会を廃止し、新たに大学評価委員会を設置したところである。

【点検・評価】

自己点検・評価結果や外部評価結果等を学内外へ発信し、本学の教育研究活動等の具体的な内容を理解していただくことで、地域に開かれた大学づくりを推進しており、適切であると評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

現状において、特に問題はない。